

2021年11月5日 金曜日

撮影用コスプレ衣装としての特攻服に関して

神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例 第12条 凶器携帯の禁止

現在、弊社が行うコスプレイベントおよびコスプレ撮影会では、個人の趣味の範囲で表現を楽しむ撮影用コスプレ衣装としての特攻服に関して制限は設けておりません。しかしながら^{※1}神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例 第12条 凶器携帯の禁止に、「何人も、暴走族等若しくは暴走行為に関する文字、凶形若しくは模様の刺しゅう等をした衣服等を着用し、又は次の各号のいずれかに該当することが外観上明らかな自動車等を使用して、公共の場所に集合した場合において、正当な理由なく、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類する物を、公衆に不安を覚えさせるような方法で携帯してはならない。」とあります。

コスプレ撮影用の小道具として安全な柔らかい素材で作られた模造品だとしても、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類する物に見える物を、特攻服を着た状態で所持することは、条例違反と疑われる恐れがあります。公共の場所において、撮影用コスプレ衣装としての特攻服などを着用した際は、作品やコスプレを知らない他の方が見ても、脅威を覚えられないようなコスプレ撮影用の小道具のみをご使用いただき、元となる作品やコスプレが嫌われるようなことのない振る舞いと心がけをお願いいたします。多くの人々が行き交う街中や公園および商業施設近辺での開催の場合は特に配慮していただけますよう、引き続きご協力をお願いいたします。

株式会社ココフリカンパニー
コスピタリティー事務局

《※1参照》

神奈川県警察

暴走族等の追放の促進に関する条例

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf5011.htm>

COCOFURI®